

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後

(12 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔長官指定分〕)

平成 第 号  
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

指定納税地

処分の理由

(規格A4)

25.06 改正

改正前

(12 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔長官指定分〕)

平成 第 号  
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

指定納税地

追加

(規格A4)

20.06 改正

(13 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔局長指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおりに貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

(指定納税地)

(処分の理由)

(規格A4)

(13 法人税及び消費税の納税地指定通知書〔局長指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

指定納税地

(追加)

(規格A4)

改正後

(14 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔長官指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

（指定納税地）

（処分の理由）

（規格A4）

25.06 改正

改正前

(14 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔長官指定分〕)

平成 第 年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

指定納税地

（追加）

（規格A4）

20.06 改正

改正後

(15 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔局長指定分〕)

平成 年 月 日  
第 号

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記のとおり貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

(指定納税地)

(処分の理由)

(規格 A 4)

25.06 改正

改正前

(15 法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)〔局長指定分〕)

平成 年 月 日  
第 号

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定通知書(指定替え)

法人税法第18条及び消費税法第23条の規定により、下記の地を貴法人の法人税及び消費税の納税地として指定したから通知します。したがって、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

なお、 年 月 日付 第 号による貴法人に対する法人税及び消費税の納税地指定の処分は、この通知により失効することとなります。

記

指定納税地

(追加)

(規格 A 4)

20.06 改正

(16 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔長官指定分〕)

(16 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔長官指定分〕)

平成 第 号  
年 月 日

平成 第 号  
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

法人名等	
代表者氏名	殿

国税庁長官

国税庁長官

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定しましたが、この度、以下の理由によりこの指定を解除したから通知します。

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定しましたが、この度この指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて提出してください。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて提出してください。

(処分の理由)

(追加)

(規格A4)

(規格A4)

(17 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔局長指定分〕)

(17 法人税及び消費税の納税地指定解除通知書〔局長指定分〕)

平成 第 号  
年 月 日

平成 第 号  
年 月 日

法人名等	
代表者氏名	殿

法人名等	
代表者氏名	殿

国税局長

国税局長

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

法人税及び消費税の納税地指定解除通知書

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定  
しましたが、この度、以下の理由によりこの指定を解除したから通知します。

年 月 日付 第 号をもって貴法人の法人税及び消費税の納税地を指定  
しましたが、この度この指定を解除したから通知します。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税  
務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて  
提出してください。

なお、今後、貴法人の法人税及び消費税に関する事務は、本店所在地を所轄する 税  
務署長が行うこととなりますから、法人税及び消費税の申告書、諸届出書等は、同税務署長あて  
提出してください。

(処分の理由)

(追加)

(規格A4)

(規格A4)


改 正 後

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

		減価償却資産の償却の方法等に関する 経過措置の適用を受ける旨の届出書		※整理番号	
				※課税/非課税	
平成 年 月 日  税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		〒	電話( ) -
	代表者氏名	(フリガナ)		〒	⑩
	代表者住所			〒	
	事業種目				業
	本店又は主たる事務所の所在地	(フリガナ)		〒	(局 署)
代表者氏名	(フリガナ)				
代表者住所			〒		
事業種目					業
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	法人名等	(フリガナ)		※ 整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(フリガナ)		部 門	
	代表者氏名	(フリガナ)		決 算 期	
	代表者住所			業 種 番 号	
	事業種目			整 理 簿	
定率法を選定している減価償却資産について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号） 附則第3条第3項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受けたいので届け出ます。					
改正事業年度 <small>(平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する(連結)事業年度)</small>	1	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
適用を受けようとする最初の(連結)事業年度	2	<input type="checkbox"/>	改正事業年度	<input type="checkbox"/>	平成24年4月1日以後最初に開始する(連結)事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
参考となるべき事項	3				
税理士署名押印		⑩			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
通信 日付印	年 月 日	確認 印			

(規格 A 4)

改 正 後

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置  
の適用を受ける旨の届出書

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、その有する減価償却資産（連結子法人が有する減価償却資産を含みます。）につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して法人税法施行令第53条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含みます。）において、その減価償却資産（法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロ(2)に掲げる資産及びこの届出書に記載された本経過措置の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度において同条第5項第2号イに規定する調整前償却額が同項第1号に規定する償却保証額に満たない資産を除きます。）について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号。以下「改正法令」といいます。）附則第3条第3項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。  
なお、この届出書は平成24年4月1日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「改正事業年度（平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する（連結）事業年度1）」欄には、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）を記載してください。  
なお、改正事業年度に該当する事業年度がない場合（例：平成24年3月31日終了事業年度の法人である場合）には、記載する必要はありません。
  - (4) 「適用を受けようとする最初の（連結）事業年度2」欄には、改正法令附則第3条第3項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度の該当する□にレ印を付します。その適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度が「平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度」である場合には□にレ印を付すと同時に、その適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。  
（注）改正事業年度を記載した法人が改正事業年度の翌事業年度から本経過措置の適用を受ける場合又は改正事業年度に該当する事業年度がない法人（例：平成24年3月31日終了事業年度の法人）が本経過措置の適用を受ける場合には、「平成24年4月1日以後最初に開始する（連結）事業年度」欄の□にレ印を付してその事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
  - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



改 正 後

(103 特別修繕費の金額の認定申請書)

特別修繕費の金額の認定申請書

※整理番号	
※電話グループ整理番号	

税務署受付印

平成 年 月 日	提出人	(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等		
	単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒	
		電話( )	-	
	(フリガナ)	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒		
	この申請に回答する係及び氏名	電話( )	-	
	事業種目		業	
青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日		
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日		年 月 日		

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	( 局 署)		部 門	
	電話( )	-			決 算 期	
	(フリガナ)	代表者氏名			業 種 番 号	
	代表者住所	〒			整 理 簿	
事業種目		業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額

資産の種類等	1	名称等	別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2		
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日	
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4		
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5		

税 理 士 署 名 押 印

㊟

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------------	----	-----	------	-----	----

25.06改正

(法1328-1)

改 正 前

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書

※整理番号	
※電話グループ整理番号	

税務署受付印

平成 年 月 日	提出人	(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等		
	単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒	
		電話( )	-	
	(フリガナ)	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒		
	この申請に回答する係及び氏名	電話( )	-	
	事業種目		業	
青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日		
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日		年 月 日		

税務署長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	( 局 署)		部 門	
	電話( )	-			決 算 期	
	(フリガナ)	代表者氏名			業 種 番 号	
	代表者住所	〒			整 理 簿	
事業種目		業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額(月数)の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額又は月数

資産の種類等	1	船舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、球形ガスホルダー、貯油槽	名称等	別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日		
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			
3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数	6	年 月 日 月		
認定を受けようとする月数	7			

税 理 士 署 名 押 印

㊟

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------------	----	-----	------	-----	----

24.06改正

(法1328-1)

(規格A4)

改 正 後

(103 特別修繕費の金額の認定申請書)

特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。
  - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。  
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
  - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類
  - (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。
  - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。  
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
  - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
  - (7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。  
ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。
  - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類  
なお、船舶以外の資産については平成24年4月1日前に開始した事業年度のみ申請が可能で  
す。
  - (2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(104 付表)

付表

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
種 類	1		
細 目	2		
船 名	3		
船 級	4		
船 籍 港	5		
航 行 水 域	6		
船 体 の 構 造	7		
総 ト ン 数	8	トン	トン
重 量 ト ン 数	9	トン	トン
長 さ	10	m	m
幅	11	m	m
深 さ	12	m	m
主 機 関 の 種 類	13		
主 機 関 の 馬 力	14	馬力	馬力
速 力	15	kt	kt
建 造 年 月 日	16	年 月 日	年 月 日
造 船 所 名	17		
中古資産を取得した場合はその年月日及び前所有者名	18		
取 得 価 額	19	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	20		

25.6改正

(法1328-2)

改正前

(98 付表1 (船舶用))

付表 1 (船舶用)

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
種 類	1		
細 目	2		
船 名	3		
船 級	4		
船 籍 港	5		
航 行 水 域	6		
船 体 の 構 造	7		
総 ト ン 数	8	トン	トン
重 量 ト ン 数	9	トン	トン
長 さ	10	m	m
幅	11	m	m
深 さ	12	m	m
主 機 関 の 種 類	13		
主 機 関 の 馬 力	14	馬力	馬力
速 力	15	kt	kt
建 造 年 月 日	16	年 月 日	年 月 日
造 船 所 名	17		
中古資産を取得した場合はその年月日及び前所有者名	18		
取 得 価 額	19	千円	千円
資産の所有者の住所氏名	20		

13.07

(法1328-2)

改 正 後

(104 付表)

付 表 の 記 載 要 領 等

1 「種類1」及び「細目2」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種 類	細 目
客 船	—
貸 客 船	—
貨 物 船	1 一般貨物船 2 ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3 冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4 特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1 車両渡船 2 ひき船 3 工作船 4 海底電線敷設船 5 しゅんせつ船 6 起重機船 7 水先船
漁 船	1 網を用いる漁船 2 釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3 捕鯨船 4 採かいそう漁船 5 捕鯨母船 6 その他の母船 7 かに工船 8 その他の工船 9 漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10 その他の漁船
油 槽 船	1 クリーンタンカー 2 ダーティータンカー 3 液化ガス運搬船

- (注) 1 貨客船とは、旅客定員13名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。  
2 特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。  
2 「船級4」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（2以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。  
3 「航行水域6」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。  
4 「船体の構造7」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。  
5 「速力15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

改 正 前

(98 付表1 (船舶用))

付 表 1 ( 船 舶 用 ) の 記 載 要 領 等

1 「種類1」及び「細目2」の各欄には、申請資産及び類似資産について、次表によりその種類及び細目を記載してください。

種 類	細 目
客 船	—
貸 客 船	—
貨 物 船	1 一般貨物船 2 ばら積貨物船（石炭、鉱石、穀物、セメント、その他） 3 冷蔵冷凍運搬船（漁船を除く。） 4 特殊運搬船（重量物、木材、薬品、家畜、果実、給水、汚物、その他）
特殊用途船	1 車両渡船 2 ひき船 3 工作船 4 海底電線敷設船 5 しゅんせつ船 6 起重機船 7 水先船
漁 船	1 網を用いる漁船 2 釣漁船（まぐろ延なわ漁船を含む。） 3 捕鯨船 4 採かいそう漁船 5 捕鯨母船 6 その他の母船 7 かに工船 8 その他の工船 9 漁獲物運搬船（冷凍運搬船、冷蔵運搬船、塩蔵運搬船、鮮魚運搬船） 10 その他の漁船
油 槽 船	1 クリーンタンカー 2 ダーティータンカー 3 液化ガス運搬船

- (注) 1 貨客船とは、旅客定員13名以上のもので、かつ、貨物を輸送するものをいいます。  
2 特殊用途船とは、ひき船等特殊な用途、構造をもつものをいいます。  
2 「船級4」欄には、日本海事協会、ロイド船級協会等が認定した船級（2以上の認定を受けた場合には、それぞれの認定をした機関及び船級）を記載してください。  
3 「航行水域6」欄には、航路又は通常航行する水域を記載してください。  
4 「船体の構造7」欄には、船体の主要骨格の材質及び船底、外板又は甲板等の構造を略記してください。  
5 「速力15」欄には、最大速力及び航海速力を記載してください。

改正後

(99 付表 2 (熱風炉、溶鉱炉、溶解炉用))

(廃止)

改正前

(99 付表 2 (熱風炉、溶鉱炉、溶解炉用))

付表 2 (熱風炉、溶鉱炉、溶解炉用)

区 分		申 請 資 産	申 請 書 2 の 算 定 の 基 礎 と し た 類 似 資 産
種 類	1		
炉 の 呼 称	2		
所 在 す る 場 所	3		
構 造	4		
能 力	5		
規 模	6		
使 用 れ ん が の 数 量	7	トン	トン
溶 解 温 度 又 は 加 熱 温 度	8		
築 造 の 年 月 日	9	年 月 日	年 月 日
築 造 完 了 後 最 初 に 火 入 れ を な し た 日 又 は 特 別 修 繕 後 最 初 に 火 入 れ を な し た 日	10	年 月 日	年 月 日
中 古 資 産 を 取 得 し た 場 合 に は そ の 年 月 日 及 び 前 所 有 者 名	11		
取 得 価 額	12	千円	千円
資 産 の 所 有 者 の 住 所 氏 名	13		
経 過 年 数	14		
参 考 事 項	15		

- (注) 1 「種類 1」欄には、溶鉱炉、熱風炉又はガラスの溶解炉の別及び溶解炉については主として製造する品名（例えば、板ガラス、ガラスびん等）を記載してください。  
 2 「構造 4」欄には、溶鉱炉については鉄皮式、フリースタンディング式等の別を、熱風炉についてはカウパー式、マックルアー式等の別を、溶解炉についてはフルコール式、コルバーン式、蓄熱式及び換熱式等の別を記載してください。  
 3 「経過年数 14」欄には、1の資産の築造の日から申請の日までの経過月数を記載してください。

改正後

(100 付表3 (球形ガスホルダー用))

(廃止)

改正前

(100 付表3 (球形ガスホルダー用))

付表3 (球形ガスホルダー用)

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
名 称	1		
所 在 す る 場 所	2		
外 径	3	m	m
貯 蔵 能 力	4	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
幾 何 容 積	5	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
最 高 使 用 圧 力	6	kg/cm <sup>2</sup>	kg/cm <sup>2</sup>
表 面 積	7	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
内 部 回 転 は し ご の 有 無	8	有 ・ 無	有 ・ 無
建 設 年 月 日	9	年 月 日	年 月 日
取 得 価 額	10	千円	千円
資 産 の 所 有 者 の 住 所 氏 名	11		
経 過 年 数	12		
修 繕 年 月 日	13		年 月 日
参 考 事 項	14		

(注) 1 「名称1」欄には、対象となった球形ガスホルダーを特定する呼称を記載してください。  
 2 「経過年数12」欄には、1の資産の建設の日から申請の日までの月数を記載してください。

改正後

(101 付表 4 (貯油槽用))

(廃止)

改正前

(101 付表 4 (貯油槽用))

付表 4 (貯油槽用)

区 分		申 請 資 産	算定の基礎とした類似資産
名 称	1		
所 在 す る 場 所	2		
型 式	3		
貯 油 能 力	4	k l	k l
油 種	5		
建 設 年 月 日	6	年 月 日	年 月 日
取 得 価 額	7	千円	千円
資 産 の 所 有 者 の 住 所 氏 名	8		
経 過 年 数	9		
修 繕 年 月	10		年 月
参 考 事 項	11		

(注) 1 「名称1」欄には、対象となった貯油槽を特定する呼称を記載してください。  
 2 「経過年数9」欄には、1の資産の建設の日から申請の日までの月数を記載してください。

改正後

(105 特別修繕費の金額の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		
特 別 修 繕 費 の 金 額 の 認 定 通 知 書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。 認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の 属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額
修 繕 費 の 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

25.06 改正

(法 1 3 3 0)

(規格 A 4)

改正前

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		
特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 通 知 書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。 期 間 修繕費の金額 認定した 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日 の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。 記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

24.12 改正

(法 1 3 3 0)

(規格 A 4)



改 正 後

(105 特別修繕費の金額の認定通知書)

特別修繕費の金額の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
	(削 除)
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<del>「修繕費の金額 期間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。</del> 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金 額 又 は 月 数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(106 特別修繕費の金額の変更通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

⑩

**特 別 修 繕 費 の 金 額 の 変 更 通 知 書**

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる修繕費の金額の認定については、租税特別措置法施行令第 33 条の 7 第 11 項又は同令第 39 条の 85 第 11 項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額を下記のとおり変更します。

変更後の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区 分	変 更 の 対 象 資 産 の 種 類 又 は 名 称	変 更 後 の 金 額
修 繕 費 の 金 額		円
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

25.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長  
財 務 事 務 官

⑩

**特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 変 更 通 知 書**

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額  
期 間  
の認定については、租税特別措置法施行令第 33 条の 7 第 11 項又は同令第 39 条の 85 第 11 項の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、修繕費の金額  
期 間 を下記のとおり変更します。

変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
区 分	変 更 の 対 象 資 産 の 種 類 又 は 名 称	変 更 後 の 金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

24.12 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(106 特別修繕費の金額の変更通知書)

特別修繕費の金額の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
	<u>（ 削 除 ）</u>
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<u>「修繕費の金額</u> <u>の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び</u> <u>期 間」</u> <u>貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。</u> 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。 <u>また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租</u> <u>税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の」を</u> <u>挿入する。</u>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

(廃 止)

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書		※整理番号	
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                     税務署受付印                 </div>		※課税/非課税番号	
平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体結 法親人法人	(フリガナ) 法人名等  納 税 地 (フリガナ) 代 表 者 氏 名  代 表 者 住 所  事 業 種 目	〒 電話( ) -  〒  〒  業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等  本店又は主たる 事務所の所在地  (フリガナ) 代表者氏名  代表者住所  事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
<p>特定災害防止準備金について、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。）第32条の4第6項又は平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第4項の規定によりその計算方法を</p> <p><input type="checkbox"/>平成23年12月旧措置法施行令第32条の4第4項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法へ  <input type="checkbox"/>平成23年12月旧措置法施行令第32条の4第4項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法へ                      変更又は</p> <p><input type="checkbox"/>平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法へ  <input type="checkbox"/>平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法へ                      変更したので下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(計算方法を変更しようとする理由)</p> <p>(その他参考となるべき事項)</p>			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

(規格 A 4)

改 正 後

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

(廃 止)

改 正 前

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成23年12月旧措置法」といいます。）第55条の6第1項の規定の適用を受けた同条第1項の表の第1号に規定する法人（同項又は同条第9項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。）第32条の4第4項各号（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は平成23年12月旧措置法第68条の45第1項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する連結親法人又はその連結子法人で平成23年12月旧措置法第55条の6第1項の表の第1号の上欄に掲げるもの（平成23年12月旧措置法第68条の45第1項又は第8項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項各号（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
  - (4) 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
  - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記
 

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書 )

( 廃 止 )

改 正 前

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書 )

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書		※整理番号			
		※課税/非課税			
平成 年 月 日  税務署長殿	提出人	(フリガナ) 法人名等			
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納 税 地	〒		
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話( ) -		
		代 表 者 住 所	〒		
		事 業 種 目	業		
			⑩		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ( 局 署 )		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 ( ) -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
租税特別措置法 ( 第65条の14第1項 第68条の85第1項 ) の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記					
譲 り 受 け と す る 土 地 建 物 等 の 内 容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	所 在 地				
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	円	
	譲り受けの 予定年月日	. .	. .	. .	
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

(規格 A 4)

改 正 後

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書 )  
( 廃 止 )

改 正 前

(115 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書 )

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡  
した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 13 第 1 項第 2 号及び第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の認定事業者に同号の所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」といいます。）の譲渡をした単体法人（連結申告法人を除く法人をいう。）又は連結親法人が、当該譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合において、措置法第 65 条の 14 第 1 項及び第 68 条の 85 第 1 項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、所有隣接土地等の譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 か月を経過する日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号及び第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の譲渡及び譲受けの契約書を添付して、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。  
なお、その特別勘定の設定の基礎となった所有隣接土地等が 2 以上ある場合には、それぞれの所有隣接土地等ごとに別葉としてください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 5 「譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。
  - (2) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。
  - (3) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- 6 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 7 「※」欄は、記載しないでください。
- 8 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)  
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地  法 人 名 等  代 氏 表 者 名	殿	法 第 号 平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		
<p><b>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却 下</b></p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内 にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した 相 当 承 認 と認められるのでこれを 却 下 以下 以下の理由により不相当</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">         この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。       </div>		

(規格 A 4)



改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)  
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)  
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)  
(廃 止)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した  
承認  
場合における特別勘定の設定に関する承認申請の  
却下  
通知書

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※課税/処理欄		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 法人名等		〒 納税地 電話( ) -	
		平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	税	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期		
		署	業 種 番 号		
自平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、 至平成 年 月 日 租税特別措置法 (第66条の2第1項 第68条の85第1項) (平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記		欄	整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査課		
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地				
	面 積	㎡		㎡	
	取 得 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	取 得 価 額	円		円	
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名 押 印		(印)			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

(規格 A 4)

改 正 前

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書 ※整理番号 ※課税/処理欄		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 法人名等		〒 納税地 電話( ) -	
		平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	税	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期		
		署	業 種 番 号		
自平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、 至平成 年 月 日 租税特別措置法 (第66条の2第1項 第68条の85の4第1項) (平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。 記		欄	整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査課		
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地				
	面 積	㎡		㎡	
	取 得 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	取 得 価 額	円		円	
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名 押 印		(印)			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

(規格 A 4)

改 正 後

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合  
の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
  - この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。  
なお、平成 21 年 4 月 1 日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年 4 月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年 4 月 30 日までとされています。
  - 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 第 1 項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。  
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。  
(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。  
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」を記載してください。  
(3) 「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。  
(4) 「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。  
(5) 「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。  
(6) 「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。  
(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。  
(8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(117 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合  
の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
  - この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。  
なお、平成 21 年 4 月 1 日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年 4 月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年 4 月 30 日までとされています。
  - 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。  
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。  
(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。  
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」を記載してください。  
(3) 「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。  
(4) 「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。  
(5) 「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。  
(6) 「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。  
(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。  
(8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話( ) -
	(フリガナ) 納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名		印
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話( ) -
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	( 局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※ 整理番号		※ 税務署 処 理 欄	
部門		決算期	
業種番号		業種番号	
整理簿		整理簿	
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 (第66条の2第9項 第68条の85第9項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
適格分割等の年月日		平成 年 月 日	
他 の 土 地 等 譲 渡 し た 等	所在地		
	面積	m <sup>2</sup>	譲渡年月日 平成 年 月 日
先 行 取 得 土 地 等	所在地		
	面積	m <sup>2</sup>	取得年月日 平成 年 月 日
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額 (その他参考となるべき事項)		円	
税 理 士 署 名 押 印		印	
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印

25・06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話( ) -
	(フリガナ) 納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名		印
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	電話( ) -
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	( 局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
※ 整理番号		※ 税務署 処 理 欄	
部門		決算期	
業種番号		業種番号	
整理簿		整理簿	
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 (第66条の2第9項 第68条の85の4第9項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
適格分割等の年月日		平成 年 月 日	
他 の 土 地 等 譲 渡 し た 等	所在地		
	面積	m <sup>2</sup>	譲渡年月日 平成 年 月 日
先 行 取 得 土 地 等	所在地		
	面積	m <sup>2</sup>	取得年月日 平成 年 月 日
	取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額 (その他参考となるべき事項)		円	
税 理 士 署 名 押 印		印	
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印

22・06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。
  - (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
  - (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(118 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等

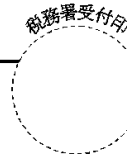
- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85の4第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。
  - (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
  - (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書		※整理番号
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人名等	
〒	納税地	電話( ) -
税務署長殿	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
租税特別措置法施行規則第22条の19第5項(不動産投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。		
記		
特被 定合 併併 に法 係 る人	(フリガナ) 法人名等	特定合併年月日 年 月 日
	〒 (局 署) 納税地	特定合併に係る 控除済負ののれ ん発生益の額 円
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
特及 定合 併に よ り 信 移 転 を 受 益 権 を 受 け た 土 地 明 細	資産の明細	資産の種類
	所在地	面積
	合併時価額	
	合計	
その他参考と なるべき事項		
税理士署名押印		Ⓜ
※税務署 処理欄	部門	決算 期
	業種 番号	整理 簿
	備考	通信日付印
	年月日	確認 印

(規格A4)

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書		※整理番号
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人名等	
〒	納税地	電話( ) -
税務署長殿	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
租税特別措置法施行規則第22条の19第4項(不動産投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。		
記		
特被 定合 併併 に法 係 る人	(フリガナ) 法人名等	特定合併年月日 年 月 日
	〒 (局 署) 納税地	特定合併に係る 控除済負ののれ ん発生益の額 円
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
特及 定合 併に よ り 信 移 転 を 受 益 権 を 受 け た 土 地 明 細	資産の明細	資産の種類
	所在地	面積
	合併時価額	
	合計	
その他参考と なるべき事項		
税理士署名押印		Ⓜ
※税務署 処理欄	部門	決算 期
	業種 番号	整理 簿
	備考	通信日付印
	年月日	確認 印

(規格A4)



改 正 後

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第67条の15第1項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第22条の19第6項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第22条の19第5項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、措置法規則第22条の19第5項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第22条の19第5項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
  - (2) 「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
  - (3) 「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。
  - (4) 「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第22条の19第4項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。
  - (5) 「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄
    - イ 「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。
    - ロ 「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。
    - ハ 「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。
    - ニ 「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。
    - ホ 「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(119 不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書)

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第67条の15第1項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第22条の19第5項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第22条の19第4項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、措置法規則第22条の19第4項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる起因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第22条の19第4項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
  - (2) 「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
  - (3) 「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。
  - (4) 「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第22条の19第3項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。
  - (5) 「特定合併により移転を受けた土地等、土地等信託受益権又は信託財産の明細」の各欄
    - イ 「資産の明細」欄には、物件の名称等を記載してください。
    - ロ 「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。
    - ハ 「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。
    - ニ 「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。
    - ホ 「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。



改 正 後

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55 ⑩	21 ⑧
32③	21の3	68の43⑨	22の45⑥
42⑦	24の3	55の5 ⑨	21の4
44⑤	24の6	68の44⑦	22の46
45⑦	24の7	55の6 ⑧	21の5
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47
48⑦	24の10	56 ⑪	21の7
49⑥	24の12	68の48⑩	22の49
50⑥	25	57の5 ⑬	21の12②
52⑦	25の6	68の55⑭	22の56②
53⑤	25の8	57の6 ⑨	21の13
令133の2③	27の18	68の56⑩	22の57
139の4⑧	28の3	57の8 ⑪	21の14②
		68の58⑩	22の58②
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		58 ⑩	21の15⑦
		68の61③	22の59⑦

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
  - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記  
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しません。また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の46
42⑦	24の3	55の6 ⑩	21の5 ⑨
44⑤	24の6	68の45⑨	22の47⑨
45⑦	24の7	55の7 ⑧	21の5 ⑩
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47⑩
48⑦	24の10	57の5 ⑬	21の12②
49⑥	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6 ⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤	25の8	57の8 ⑪	21の14⑤
令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58⑤
139の4⑧	28の3	58 ⑩	21の16⑥
		68の61⑨	22の60⑥
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		56 ⑪	21の7
		68の48⑩	22の49


- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
  - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記  
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)  
(廃 止)

改 正 前

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号		
				※欄外記載		
提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	(フリガナ)		〒	電話( ) -		
	代表者氏名				Ⓔ	
	代表者住所		〒			
	事業種目				業	
	本店又は主たる事務所の所在地	(フリガナ)		〒	( 局 署 )	電話 ( ) -
	代表者氏名					
代表者住所			〒			
事業種目					業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)					
法人名等						
本店又は主たる事務所の所在地			〒	( 局 署 )	電話 ( ) -	
代表者氏名						
代表者住所			〒			
事業種目					業	
※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課						
適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法（第65条の14第6項、第68条の85第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資				
分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割等の年月日		年 月 日				
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円				
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円				
所有隣接土地等	種類					
	所在地					
	規模					
	譲渡年月日	年 月 日				
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日		年 月 日				
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名 押 印		Ⓔ				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	
					通信日付印 年 月 日 確認 印	

22.06改正

(規格A4)

改 正 後

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)  
(廃 止)

改 正 前

(137 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

**適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の14第6項、又は第68条の85第7項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の14第5項第2号・同法第68条の85第6項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
  - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の14第5項第2号・同法第68条の85第6項第2号に規定する適格分割の日を記載してください。
  - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の14第5項又は第68条の85第6項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
  - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の14第5項又は第68条の85第6項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (7) 「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (8) 「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



改 正 後

(144 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)  
(廃 止)

改 正 前

(144 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第1項・第68条の84第1項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第65条の13第1項・第68条の84第1項若しくは措置法第65条の14第1項・第68条の85第1項(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。)の特別勘定を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の取得期間(措置法第65条の14第8項・第68条の85第9項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分割等により当該土地建物等を分割承継法人等(措置法第65条の13第1項・第68条の84第1項にあつては分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人。措置法第65条の14第1項・第68条の85第1項にあつては分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項若しくは措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項若しくは措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (5) 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第22条の9の2第3項第5号・第22条の72第3項第6号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第22条の9の2第11項第5号・第22条の72第11項第6号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。
  - (7) 「所有隣接土地等」欄は、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する所有隣接土地等の種類、所有地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (8) 「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。
  - (9) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の13第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の14第9項・第68条の85第10項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (10) 「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細(別表)を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (11) 「提出書類(証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類の名称を記載してください。
  - (12) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (13) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)  
(廃 止)

改 正 前

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)

適格分割等を行う場合の認定事業用地 適正化計画の事業用地の区域内にある 土地等を譲渡した場合における期中特別勘定 の設定に関する承認申請書		※整理番号		
		※課税簿番号		
平成 年 月 日  税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 納 税 地	〒	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		電話( ) -	
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目		業	
	連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	〒 ( 局 署)	※ 税 務 署 処 理 欄
	本店又は主たる事務所の所在地	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話( ) -	整理番号
代 表 者 住 所	代 表 者 住 所	〒	部 門	
事 業 種 目	事 業 種 目	業	決 算 期	
租税特別措置法〔第65条の14第3項 第68条の85第4項〕の規定による適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記				
当該適格 分割等に 係る分割 承継法人 等におい て譲り受 けようと する土地 建物等の 内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	所 在 地			
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	円
譲 受 け の 予 定 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	
(添付書類)				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	
		整理 簿	備考	
		通信日付印	年 月 日	
		確認 印		

(規格 A 4)



改 正 後

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)  
(廃 止)

改 正 前

(145 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)

適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の  
事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における  
期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、指定期間(民間都市開発の推進に関する特別措置法第14条の3に規定する計画の認定がされた同法第14条の2第1項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成17年3月31日(同日前に当該認定計画につき同法第14条の11第1項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日)までの期間をいいます。)内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の13第1項第2号・第68条の84第1項第2号の認定事業者と同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。)を行う場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第65条の14第3項・第68条の85第4項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第65条の13第1項第2号・第68条の84第1項第2号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類(土地、土地の上に存する権利、建物等の別)を記載してください。
  - (4) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。
  - (5) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
  - (6) 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (7) 「取得価額の見積額」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。
  - (8) 「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。
- 5 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。
- 7 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(152 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書 ※整理番号 ※課税/課料		※整理番号		
		※課税/課料		
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)			
	法人名等			
	納税地	〒		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
事業種目			業	
平成 年 月 日	税務署長殿			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合限り記載)	(フリガナ)			
	法人名等			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
事業種目		業		
※ 税務署 処理欄		※ 整理番号		
※ 部門		※ 部門		
※ 決算期		※ 決算期		
※ 業種番号		※ 業種番号		
※ 整理簿		※ 整理簿		
※ 備考		※ 備考		
※ 通信日付印		※ 通信日付印		
※ 年月日		※ 年月日		
※ 確認印		※ 確認印		
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第14項 第39条の39第21項) の規定により下記のとおり申請します。 記				
分割承継法人等	法人名等			
	納税地等			
	代表者氏名			
分割等の日	年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由				
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産			
	人員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)				
添付書類				
税理士署名押印				
※税務署 処理欄	※ 部門	※ 決算期	※ 業種番号	※ 整理簿
				※ 備考
				※ 通信日付印
				※ 年月日
				※ 確認印

25.06改正

(規格A4)

改 正 前

(155 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書 ※整理番号 ※課税/課料		※整理番号		
		※課税/課料		
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)			
	法人名等			
	納税地	〒		
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
事業種目			業	
平成 年 月 日	税務署長殿			
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合限り記載)	(フリガナ)			
	法人名等			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	
	代表者氏名	(フリガナ)		
	代表者住所	〒		
事業種目		業		
※ 税務署 処理欄		※ 整理番号		
※ 部門		※ 部門		
※ 決算期		※ 決算期		
※ 業種番号		※ 業種番号		
※ 整理簿		※ 整理簿		
※ 備考		※ 備考		
※ 通信日付印		※ 通信日付印		
※ 年月日		※ 年月日		
※ 確認印		※ 確認印		
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第14項 第39条の39第21項) の規定により下記のとおり申請します。 記				
分割承継法人等	法人名等			
	納税地等			
	代表者氏名			
分割等の日	年 月 日			
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由				
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産			
	人員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)				
添付書類				
税理士署名押印				
※税務署 処理欄	※ 部門	※ 決算期	※ 業種番号	※ 整理簿
				※ 備考
				※ 通信日付印
				※ 年月日
				※ 確認印

20.06改正

(規格A4)

改 正 後

(152 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の  
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第21項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第9項第5号又は第22条の23第9項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(155 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の  
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第14項又は第39条の39第21項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第7項第5号又は第22条の23第7項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(155 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	<input type="checkbox"/> 単連 単体結 法親 人法人	納税地	〒
		電話( ) -	
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒
	事業種目		業
連 結 子 法 人  <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話( ) -	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
			回 付 先
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第23項 第39条の39第28項) の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額			円
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
	整理 簿	備考	通信日付印
	年 月 日	確 認 印	

25.06改正

(規格A4)

改 正 前

(158 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	<input type="checkbox"/> 単連 単体結 法親 人法人	納税地	〒
		電話( ) -	
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒
	事業種目		業
連 結 子 法 人  <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話( ) -	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
			回 付 先
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第23項 第39条の39第28項) の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転 事業に係る売上金額			円
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産		
	人 員		人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
	整理 簿	備考	通信日付印
	年 月 日	確 認 印	

22.06改正

(規格A4)

改 正 後

(155 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の  
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27の4第23項又は第39条の39第28項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第16項第5号又は第22条の23第16項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(158 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の  
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27の4第23項又は第39条の39第28項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第14項第5号又は第22条の23第14項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(158 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 結法親 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
	納税地	〒	
	代表者氏名		Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
	電話( )	-	
平成 年 月 日			
税務署長殿			
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
電話( )	-		
※整理番号			
※課税/非課税			
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号
			整理 簿
			備考
	通信日付印	年月日	確認 印

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、  
租税特別措置法施行令 (第29条の2第5項 第39条の61第5項) の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年 月 日
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産	
	人 員	人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)		

添 付 書 類

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

25.06改正

(規格A4)

改 正 前

(161 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 結法親 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
	納税地	〒	
	代表者氏名		Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
	電話( )	-	
平成 年 月 日			
税務署長殿			
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
電話( )	-		
※整理番号			
※課税/非課税			
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号
			整理 簿
			備考
	通信日付印	年月日	確認 印

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、  
租税特別措置法施行令 (第29条の2の2第6項 第39条の61第6項) の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年 月 日
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産	
	人 員	人
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)		

添 付 書 類

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

23.12改正

(規格A4)

改 正 後

(158 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の  
合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2第2項又は第39条の61第2項の金額の計算方法について、第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18第2項第5号又は第22条の39第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

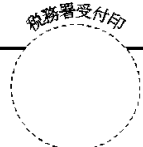
改 正 前

(161 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の  
合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18第2項第5号又は第22条の39の2第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

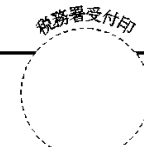
(160 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書		※整理番号	
		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 〒 電話( ) - <input type="checkbox"/> 法人 (フリガナ) 代表者氏名 ㊟ 〒 代表者住所 〒 事業種目 業		※課税/非課税	
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話( ) -	税	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期		
	代表者住所 〒	署	業 種 番 号		
	事業種目 業	処 理 欄	整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		
分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について 租税特別措置法施行令 (第29条の2第5項 第39条の61第5項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等				
	納税地等				
	代表者氏名				
分割等の	年 月 日	年 月 日			
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額	支援事業所取引金額の合計額	平 . .	円		
	移転支援事業所取引金額の合計額	平 . .	円		
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印	

25. 06 改正

(規格 A 4)

(163 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書		※整理番号	
		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 〒 電話( ) - <input type="checkbox"/> 法人 (フリガナ) 代表者氏名 ㊟ 〒 代表者住所 〒 事業種目 業		※課税/非課税	
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話( ) -	税	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期		
	代表者住所 〒	署	業 種 番 号		
	事業種目 業	処 理 欄	整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		
分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について 租税特別措置法施行令 (第29条の2の2第6項 第39条の61第6項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等				
	納税地等				
	代表者氏名				
分割等の	年 月 日	年 月 日			
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額	支援事業所取引金額の合計額	平 . .	円		
	移転支援事業所取引金額の合計額	平 . .	円		
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印	

20. 06

(規格 A 4)



(160 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第29条の2第2項又は第39条の61第2項の金額の計算方法について、第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。  
(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
  - (5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額(移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。)をそれぞれ記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(163 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。  
(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
  - (5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額(移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。)をそれぞれ記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(167 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書  
及び提出書類の届出書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

	※整理番号				
	※課税/課税特				
提出法人	(フリガナ)				
<input type="checkbox"/> 法人名等					
単連体結	納税地	〒		電話( ) -	
法親	(フリガナ)				
人法人	代表者氏名				㊟
	代表者住所	〒			
	事業種目				業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ( 局 署)		決 算 期	
	(フリガナ) 代表者氏名			業 種 番 号	
	代表者住所	〒		整 理 簿	
	事業種目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、  
租税特別措置法（第66条第6項及び、措置法施行令（第39条の10第4項、第39条の109第5項）により）  
（以下「措置法」といいます。）  
下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に	法人名等				
係る分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日				年 月 日	
交換譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
交換取得資産	規 模				
	交 換 日			年 月 日	
減額した金額					円
添付明細（別表等）					
その他参考となるべき事項					
提出書類（証明書等）					

(規格 A 4)

税理士署名押印					
---------	--	--	--	--	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	---------	----	-------	-------	----------

25.06 改正

改 正 前

(170 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書  
及び提出書類の届出書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

	※整理番号				
	※課税/課税特				
提出法人	(フリガナ)				
<input type="checkbox"/> 法人名等					
単連体結	納税地	〒		電話( ) -	
法親	(フリガナ)				
人法人	代表者氏名				㊟
	代表者住所	〒			
	事業種目				業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ( 局 署)		決 算 期	
	(フリガナ) 代表者氏名			業 種 番 号	
	代表者住所	〒		整 理 簿	
	事業種目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、  
租税特別措置法（第66条第6項及び、措置法施行令（第39条の10第4項、第39条の109第3第5項）により）  
（以下「措置法」といいます。）  
下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分割等に	法人名等				
係る分割承継法人等	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日				年 月 日	
交換譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
交換取得資産	規 模				
	交 換 日			年 月 日	
減額した金額					円
添付明細（別表等）					
その他参考となるべき事項					
提出書類（証明書等）					

(規格 A 4)

税理士署名押印					
---------	--	--	--	--	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	---------	----	-------	-------	----------

22.06 改正

改 正 後

(167 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
  - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
  - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(170 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の85の3第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
  - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
  - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の4第2項・第22条の73第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(168 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※課税/課料		提出人		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人		〒 納税地 電話( ) -	
平成 年 月 日		代表者氏名		(フリガナ)	
税務署長殿		代表者住所		〒	
事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※整理番号		
	法人名等		部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期		
	代表者氏名		業 種 番 号		
	代表者住所		整 理 簿		
事業種目		業		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨 租税特別措置法施行令 第27条の4第16項 第27条の4第25項 第29条の2第7項 第39条の39第23項 第39条の39第30項 第39条の61第7項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
現物分配法人		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
現物分配の年月日		年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印					
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考
通信日付印	年月日	確認 印			

25.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(171 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※課税/課料		提出人		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人		〒 納税地 電話( ) -	
平成 年 月 日		代表者氏名		(フリガナ)	
税務署長殿		代表者住所		〒	
事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※整理番号		
	法人名等		部 門		
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期		
	代表者氏名		業 種 番 号		
	代表者住所		整 理 簿		
事業種目		業		回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨 租税特別措置法施行令 第27条の4第16項 第27条の4第25項 第29条の2の2第8項 第39条の39第23項 第39条の39第30項 第39条の61第8項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
現物分配法人		法人名等			
		納税地等			
		代表者氏名			
現物分配の年月日		年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印					
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考
通信日付印	年月日	確認 印			

22.06

(規格 A 4)

改 正 後

(168 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引  
譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第25項、第29条の2第7項、第39条の39第23項若しくは第30項又は第39条の61第7項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。  
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
  - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(171 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引  
譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

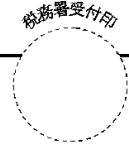
- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第25項、第29条の2の2第8項、第39条の39第23項若しくは第30項又は第39条の61第8項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。  
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。  
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
  - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(176 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法 人 名	〒	電話 ( ) -	※ 整理番号		
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	納 税 地	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			※ 連結グループ整理番号	
		事 業 種 目					
		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額					



離脱

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が 生 じ た 日	

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	納 税 地		整 理 番 号	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門	
	事 業 種 目		決 算 期	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		業 種 番 号	
			備 考	

事由の発生の基因となった事実	連結子法人又は連結子法人となる法人の 主 要 株 主 等 の 状 況	付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり
----------------	---------------------------------------	---------------------------

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
----------	-----	-------	---------	-----	---------	-----------------------------	-----

25.06 改正

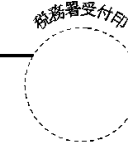
(規格A4)

改 正 前

(179 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法 人 名	〒	電話 ( ) -	※ 整理番号		
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	納 税 地	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			※ 連結グループ整理番号	
		事 業 種 目					
		資 本 金 又 は 出 資 金 の 額					



離脱

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が 生 じ た 日	

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	納 税 地		整 理 番 号	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門	
	事 業 種 目		決 算 期	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		業 種 番 号	
			備 考	

事由の発生の基因となった事実	連結子法人又は連結子法人となる法人の 主 要 株 主 等 の 状 況	付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり
----------------	---------------------------------------	---------------------------

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
----------	-----	-------	---------	-----	---------	-----------------------------	-----

21.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(176 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

- なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一）
◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人
◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
◇提出部数：3 通（連結子法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2 通））
(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二）
◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
② 当該連結子法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3 通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2 通））
(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三）
◇提出法人：当該連結親法人
◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3 通

2 添付書類

この書類の提出が上記 1 (1) 及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。

- (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）
(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記 1 (3) による提出の場合には記載不要です。
(4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1 に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
(5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(179 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分の通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

- なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一）
◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人
◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
◇提出部数：3 通（連結子法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2 通））
(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二）
◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
② 当該連結子法人となる法人
◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3 通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2 通））
(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三）
◇提出法人：当該連結親法人
◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提出部数：3 通

2 添付書類

この書類の提出が上記 1 (1) 及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。

- (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）
(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合（連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合）
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……合併法人である旨の「(合併法人)」
「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記 1 (3) による提出の場合には記載不要です。
(4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1 に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、「連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況」欄は、この書類の提出が連結子法人又連結子法人となる法人による場合、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
(5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(183 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

Header form for Form 183, including fields for company name, address, telephone, and fiscal year.

平成 年 月 日 申告に係る届出書 税理士法第30条の書面提出有

Main table for Form 183 with 37 rows and 4 columns, detailing tax amounts and calculations.

税理士署名押印

改正前

(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

Header form for Form 186, including fields for company name, address, telephone, and fiscal year.

平成 年 月 日 申告に係る届出書 税理士法第30条の書面提出有

Main table for Form 186 with 37 rows and 4 columns, detailing tax amounts and calculations.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分…平二二・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分…平二二・四・一以後終了連結事業年度分



改 正 後

(183 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(184 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for document 184, including fields for date, tax authority, location, company name, and representative information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

平成 年 月 日

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for document 184, containing 32 rows of financial data and tax calculations.

税理士署名押印

改 正 前

(187 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for document 187, including fields for date, tax authority, location, company name, and representative information.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

平成 年 月 日

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for document 187, containing 32 rows of financial data and tax calculations.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分…平二二五・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分…平二二五・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(184 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－協同組合等である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(187 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書－協同組合等である連結法人の分)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form for Form 185, including fields for tax authority, date, location, business type, and representative information.

平成 年 月 日 送付要否 〇 否 〇

連結事業年度分の 申告に係る届出書

平成 年 月 日 税理士法第30条の書面提出有 〇

Main calculation table for Form 185, containing 32 rows of financial data with columns for amount and description.

税理士署名押印

改 正 前

(188 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分)

個

Header form for Form 188, including fields for tax authority, date, location, business type, and representative information.

平成 年 月 日 送付要否 〇 否 〇

連結事業年度分の 申告に係る届出書

平成 年 月 日 税理士法第30条の書面提出有 〇

Main calculation table for Form 188, containing 32 rows of financial data with columns for amount and description.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分…平二十五年・四・一以後終了連結事業年度分

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分…平二十二年・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
<p>(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書―特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;"><b>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</b></p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。</p> <p>（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。</p> <p><b>1 提出期限等</b> この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p><b>2 各欄の記載要領</b> この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p><b>3 添付書類</b> この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書</p>	<p>(188 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書―特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;"><b>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</b></p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p><b>1 提出期限等</b> この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p><b>2 各欄の記載要領</b> この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p><b>3 添付書類</b> この届出書（別表三(二)～別表十七(四)を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書</p>

改 正 後

(186 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	期中 加入
連結親法人			百万円 円 円	
連 結 子 法 人	1		外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外	

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人	
	期 中	加入した連結子法人数	法人
		離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人	

改 正 前

(189 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額 個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	期中 加入
連結親法人			百万円 円 円	
連 結 子 法 人	1		外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
			外	
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外	

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人	
	期 中	加入した連結子法人数	法人
		離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人	

改 正 後

(186 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [別表三(二)～別表十七の二(三)付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表] の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表]及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄  
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。

(6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。

(7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

(189 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類 [別表三(二)～別表十七(四)及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表] の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七(四)及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄  
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。

(6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。

(7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。



改 正 後

(193 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ)

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額) ( 枚のうち 枚目)

一連番号	区 分		翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額			
納 税 充 当 金			
未 納 連 結 法 人 税			
未納法人税及び未納復興特別法人税			
未 納 道 府 県 民 税			
未 納 市 町 村 民 税			
差 引 合 計 額			

25.06改正

改 正 前

(194 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ)

別紙 1 (翌期首現在連結利益積立金額) ( 枚のうち 枚目)

一連番号	区 分		翌期首現在連結利益積立金額
	法 人 名		
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額			
納 税 充 当 金			
未 納 連 結 法 人 税			
未納法人税			
未 納 道 府 県 民 税			
未 納 市 町 村 民 税			
差 引 合 計 額			

16.06改正





改 正 後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日  
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別  
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	法人税額	1	
	法人税額の特別控除額	2	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	3	
	基準法人税額	4	
	課税標準法人税額	5	
復興特別法人税額		6	
控除税額		7	
差引復興特別法人税額		8	
還付復興特別所得税額		9	
差引合計税額		10	
既に納付の確定した復興特別法人税額		11	
差引納付すべき又は減少(-印)する復興特別法人税額		12	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額		賦課した加算税の額の計算明細	
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
本税の額			
無申告加算税		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の 賦課決定額
過少申告加算税		重加算税	賦課決定額 変更決定後の 賦課決定額
重加算税			

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日  
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別法人税額等  
及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	法人税額	1	
	法人税額の特別控除額	2	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	3	
	基準法人税額	4	
	課税標準法人税額	5	
復興特別法人税額		6	
控除税額		7	
差引復興特別法人税額		8	
還付復興特別所得税額		9	
差引合計税額		10	
既に納付の確定した復興特別法人税額		11	
差引納付すべき又は減少(-印)する復興特別法人税額		12	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付 (注) してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">延滞税の割合</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7.3% <small>(注) 2</small> (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</td> </tr> </table>	延滞税の割合	7.3% <small>(注) 2</small> (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">期間 (日数)</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><small>(注) 3</small> 法定納期限の翌日から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間 (日数)	<small>(注) 3</small> 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
延滞税の割合										
7.3% <small>(注) 2</small> (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)										
期間 (日数)										
<small>(注) 3</small> 法定納期限の翌日から完納の日まで										
365										

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。

具体的な割合は、次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)

② 期限後申告に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正前

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新設)



改 正 後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



改 正 後

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(203 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

㊟

復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり復興特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額 円	加算税の額 円
自 年 月 日 至 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。  
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を課税事業年度ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。  
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

㊟

復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり復興特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額 円	加算税の額 円
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。  
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。  
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。



改 正 後

(203 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 ）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日  
課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(209 認定要件チェック表 (第3表))

(209 認定要件チェック表 (第3表))

(新 設)

認定要件チェック表 (第3表)

3 運営組織及び経理に関して次の要件を満たしていること							チェック欄
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ハ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
⑨ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。							
ロ							
	項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
	会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
	帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
⑩ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。							
ハ							
	項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
	費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

改 正 後

(209 認定要件チェック表 (第3表))

「認定要件チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉓」から「㉔」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉓」から「㉔」については、上記イに記載する各期間(「㉓」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉓」から「㉔」については、上記イに記載する各期間(「㉓」から「㉔」)を示したものです。	

改 正 前

(209 認定要件チェック表 (第3表))

(新 設)



改 正 後

(210 役員 の 状況 第 3 表 付 表 1)

「役員 の 状況」 第 3 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員 の 内 訳」 欄 は 「親 族 等」 又 は 「特 定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人 で あ る 者 及 び こ れ ら の 者 の 親 族 等」 の グ ル ー プ ごと に 記 載 し ま す。
- 2 「就 任 等 の 状 況」 の 「@」 か ら 「◎」 及 び 「申 請 時」 の 各 欄 は 役 員 で あ っ た 時 期 に 「○」 を 付 し ま す。  
な お、 当 該 「@」 か ら 「◎」 に つ い て は、 認 定 要 件 チェ ッ ク 表 (第 3 表) の イ に 記 載 す る 各 期 間 (「@」 か ら 「◎」) を 示 し た も の で す。
- 3 こ の 表 に お い て、「親 族 等」 と は 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 役 員 で あ る 次 の 者 が 該 当 し ま す。
  - ① 役 員 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 (以 下 「親 族 関 係 を 有 す る 者」 と い い ま す。)
  - ② 役 員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
  - ③ 役 員 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 役 員 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る も の
  - ④ ② 又 は ③ に 掲 げ る 者 と 親 族 関 係 を 有 す る 者 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る も の
- 4 こ の 表 に お い て、「特 定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人 で あ る 者 及 び こ れ ら の 者 の 親 族 等」 と は 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 役 員 で あ る 次 の 者 が 該 当 し ま す。
  - ① 特 定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人
  - ② ① に 掲 げ る 者 と 親 族 関 係 を 有 す る 者
  - ③ ① に 掲 げ る 者 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
  - ④ ① に 掲 げ る 者 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 ① に 掲 げ る 者 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る も の
  - ⑤ ③ 又 は ④ に 掲 げ る 者 と 親 族 関 係 を 有 す る 者 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る も の
- 5 上 記 の 「特 定 の 法 人」 に は、 特 定 の 法 人 と の 間 に 発 行 済 株 式 の 総 数 又 は 出 資 の 総 数 (以 下 「発 行 済 株 式 の 総 数 等」 と い い ま す。) の 50% 以 上 の 株 式 の 数 又 は 出 資 の 金 額 (以 下 「株 式 の 数 等」 と い い ま す。) を 直 接 又 は 間 接 に 保 有 す る 関 係 に あ る 法 人 を 含 み ま す。  
な お、 50% 以 上 の 株 式 の 数 等 を 直 接 又 は 間 接 に 保 有 す る 関 係 と は 以 下 の と お り で す。
  - 直 接 に 保 有 す る 関 係  
一 の 法 人 が 他 方 の 法 人 の 発 行 済 株 式 の 総 数 等 の 50% 以 上 の 株 式 の 数 等 を 保 有 す る 場 合 の 一 の 法 人 と 他 方 の 法 人 と の 関 係 (以 下 「直 接 支 配 関 係」 と い い ま す。)
  - 間 接 に 保 有 す る 関 係  
一 の 法 人 及 び 一 の 法 人 と 直 接 支 配 関 係 に あ る 法 人 又 は 一 の 法 人 と 直 接 支 配 関 係 に あ る 法 人 が、 他 方 の 法 人 の 発 行 済 株 式 の 総 数 等 の 50% 以 上 の 株 式 の 数 等 を 保 有 す る 場 合 の 一 の 法 人、 一 の 法 人 と 直 接 支 配 関 係 に あ る 法 人 及 び 他 方 の 法 人 と の 関 係

改 正 前

(210 役員 の 状況 第 3 表 付 表 1)

(新 設)



改 正 後

改 正 前

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(新 設)

認定要件チェック表 (第4表) (初葉)

4 事業活動に関して次の要件を満たしていること	チェック欄
イ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教活動又は政治活動等を行っていないこと	
ロ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等に対して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること	
ホ 助成金の支給を行った場合、事後にその内容等を記載した書類を提出すること	
ヘ 海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には、事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後にその内容等を記載した書類を提出すること	

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し又は反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等に対する特別な利益の供与(親族等の範囲については第4表付表1を参照)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

④ 第4表付表1及び付表2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。)

改 正 後

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(次業)

ハ

項 目		実績判定期間	
事業費の総額	①	円	
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円	
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%	

㉔ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

㉕ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間	
受入寄附金総額	①	円	
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円	
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%	

㉖ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。

ホ

申請書提出時における助成金の支出予定の有無	有 ・ 無
-----------------------	-------

㉗ 助成金の支給を行った場合には、事後遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を提出してください。  
 ㉘ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

ヘ

申請書提出時における海外への送金又は金銭の持出し(200万円以下のものを除く。)の支出予定の有無	有 ・ 無
--	-------

㉙ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合には、事前にその金額及び使途並びにその予定日を記載した書類を提出してください。  
 ㉚ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、提出時における予定を記載してください。

改 正 前

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(新 設)



改正後

(212 認定要件チェック表 (第4表))

「認定要件チェック表」(第4表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イ及びロの各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください(なお、特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第(この認定要件チェック表(第4表)において「旧租税特別措置法施行令」といいます。)39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。) なお、当該「④」から「⑩」については、認定要件チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「④」から「⑩」)を示したものです。
共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を⑩欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	事業費以外の指標による認定申請は、その指標が合理的であると国税庁長官が認めた場合に認められます。
ハ	「事業費の総額①」欄 実績判定期間における収支計算書の支出の部の事業費の部分の金額の合計額を記載します。 なお、収益事業を区分して経理し複数の収支計算書を作成している場合には、全ての収支計算書の支出の部の事業費を合計した金額を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄 「事業費の総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る金額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄 第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「④」欄の金額を転記します。	
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄 ハ「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄の金額を転記します。	ハ②欄を事業費以外の指標により記載した場合であっても、この欄は事業費により求めた場合のハ②相当額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄 割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	
ホ及びヘ各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	

改正前

(212 認定要件チェック表 (第4表))

(新設)

改 正 後

改 正 前

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(新 設)

財産の運用及び事業運営の状況等 第4表付表1 (初葉)

法 人 名																																																																																																					
<p>1 役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注意事項)</p> <p>「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。</p> <p>① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>貸付対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等					円						円						円						円						円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	貸付対価の額	その他の取引条件等					円						円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																																																
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	貸付対価の額	その他の取引条件等																																																																																																
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	

④ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 後

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

⑨ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 前

(213 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表1)

(新 設)

改 正 後

(214 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表2)

財産の運用及び事業運営の状況等 第4表付表2

法 人 名			
役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者（配偶者及び三親等以内の親族）又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注意事項） 「これらの者と特殊の関係にある者」とは、次の者をいいます。 ① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者と親族関係を有する者（以下「役員等」という。）と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ② 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ③ ①又は②に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの			
1 給与を得た従業員の総数及び総額			
集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
給 与 を 得 た 従 業 員 の 総 数	左 記 の 従 業 員 に 対 す る 給 与 総 額		円
2 役員報酬の支給			
受 給 者 の 氏 名 等	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
3 役員親族等である従業員に対する給与の支給			
受 給 者 の 氏 名 等	役 員 と の 関 係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
4 役員を選任その他財産の運用及び事業の運営に関する事項			
（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）   			

⑨ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類（事業年度報告書類）を提出する場合には、記載及び添付の必要はありません。

改 正 前

(214 財産の運用及び事業運営の状況等第4表付表2)

(新 設)

改 正 後

(215 認定要件チェック表 (第5表))

認定要件チェック表 (第5表)

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること

イ 特定非営利活動促進法第28条第3項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等  
 ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程  
 ハ 助成金の支給を行った場合及び海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合に国税庁長官に提出した書類の写し  
 ニ 収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類  
 ホ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

チェック欄

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面) ② 役員名簿等(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)		
ロ	① 役員報酬の支給に関する規程 ② 従業員給与の支給に関する規程		
ハ	① 助成金の支給を行った場合に事後に国税庁長官に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に国税庁長官に提出した書類の写し		
ニ	次の事項を記載した書類 ① 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収入及び支出の生ずる取引についてそれぞれ取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等との取引 ④ 寄附者(役員又は役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た従業員の総数及び当該従業員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ホ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

- ④1 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください  
 2 平成24年4月1日以前に開始した事業年度の上記イに係る閲覧書類は、旧特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等になります。

改 正 前

(215 認定要件チェック表 (第5表))

(新 設)

改 正 後

(215 認定要件チェック表 (第5表))

「認定要件チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p> <p>※ この認定要件チェック表（第5表）において特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)による改正前の特定非営利活動促進法を「旧特定非営利活動促進法」といいます。</p>

改 正 前

(215 認定要件チェック表 (第5表))

(新 設)

改 正 後

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

認定要件チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等を所轄庁に提出していること	チェック欄										
<p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 20%;">a</th> <th style="width: 20%;">b</th> <th style="width: 20%;">c</th> <th style="width: 20%;">d</th> <th style="width: 20%;">e</th> </tr> <tr> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">④1 実績判定期間に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号。以下「改正特定非営利活動促進法」といいます。)の施行日(平成24年4月1日)前に開始した各事業年度が含まれる場合には、改正特定非営利活動促進法の規定による改正前の特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する定款等についても、同項の規定により所轄庁へ提出している必要があります。</p> <p style="font-size: x-small;">2 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。</p>		a	b	c	d	e	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
a	b	c	d	e							
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無							

認定要件チェック表 (第7表)

7 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
<p style="text-align: center;">法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 16.6%;">a</th> <th style="width: 16.6%;">b</th> <th style="width: 16.6%;">c</th> <th style="width: 16.6%;">d</th> <th style="width: 16.6%;">e</th> <th style="width: 16.6%;">申請時</th> </tr> <tr> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table>		a	b	c	d	e	申請時	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
a	b	c	d	e	申請時								
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無								

認定要件チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 15%;">設立年月日</td> <td style="width: 45%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">④ 旧租税特別措置法施行令第39条の23第12項に基づく書類(事業年度報告書類)を提出する場合には、記載する必要はありません。</p>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

改 正 前

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

(新 設)

改 正 後

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

「認定要件チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、 認定要件チェック表(第3表) のイに記載する各期間(「@」 から「◎」)を示したものです。

「認定要件チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、 認定要件チェック表(第3表) のイに記載する各期間(「@」 から「◎」)を示したものです。

「認定要件チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日に記載します。	

改 正 前

(216 認定要件チェック表 (第6・7・8表))

(新 設)



改 正 後

(217 寄附金を充当する予定の事業内容等)

寄附金を充当する予定の事業内容等  
 (旧租税特別措置法施行令第39条の23第5項第3号に規定する書類)

法人名

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名


改 正 前

(217 寄附金を充当する予定の事業内容等)

(新 設)



改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～年 月 日
-----	--	------	-------------

**1 資金に関する事項** [①収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項の詳細について規定している旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 21 項の各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収入金額の源泉別の明細

収 入 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他


改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収入の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 支出の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)



改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が 200 万円以下の場合に限る。) [⑦200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)



改 正 後

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

「旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類」記載要領

- 1 「1 資金に関する事項」欄  
(1)欄には、寄附金収入、〇〇事業収入、〇〇資産売却収入、受取利息収入等の収入の源泉別の内訳を記載します。  
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。  
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。
- 2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄  
(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。  
個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。
- 3 「3 取引の内容に関する事項」欄  
(1)及び(2)の各欄には、収入及び支出が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。  
(3)の各欄には、役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引等について記載します。  
(注意事項)  
この場合の「役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。  
① 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）  
② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で当該①の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの  
④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 4 「4 寄附者に関する事項」欄  
当期中の寄附者のうち、役員又は役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。  
(注意事項)  
この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します（以下この記載要領において同じです。）。  
① 役員と親族関係を有する者  
② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの  
④ ②又は③に掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの
- 5 「5 給与の総額等に関する事項」欄  
当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。
- 6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄  
当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。
- 7 「7 海外への送金等に関する事項」欄  
200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

改 正 前

(219 租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 5 号ニに定める事項を記載した書類)

(新 設)

改 正 後


改 正 前

(220 異動届出書 (認定特定非営利活動法人用))

(220 異動届出書 (認定特定非営利活動法人用))

(新 設)

異動届出書 (認定特定非営利活動法人用)

 平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	主たる事務所の所在地又は納税地	〒	整理番号
	(フリガナ)	電話 ( ) -	
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		Ⓜ
	認定の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

次の事項について異動したので特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の23第15項の規定に基づき、届け出ます。

異動事項	異動前	異動後	異動年月日
所轄税務署	税務署	税務署	

異動事項に応じて次の書類の添付が必要となります。

異動事項	添付書類	チェック
(1) 公示事項の変更(法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)	・登記事項証明書(代表者変更の場合は、その変更を明らかにする書類の写しを含みます。)	<input type="checkbox"/>
(2) 定款の変更	・特定非営利活動促進法(以下「NPO法」といいます。)第25条第3項の認証を受けたことを証する書類の写し ・変更後の定款の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 合併	・NPO法第34条第3項の認証を受けたことを証する書類の写し ・合併に係る各被合併法人と合併法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(4) 解散(合併による解散を除きます。)	・解散したことを明らかにする登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(5) その他の重要な変更	・その重要な変更の内容を明らかにする書類の写し	<input type="checkbox"/>

税理士署名押印		Ⓜ
---------	--	---

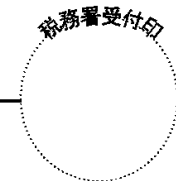
税務署処理欄	部門	整理簿	名簿	備考
--------	----	-----	----	----

改 正 後

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書

整理番号


 平成 年 月 日

	主たる事務所の所在地又は納税地	〒	電話 ( ) -
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
税務署長経由 国税庁長官殿	代表者の氏名		⑩
	認定年月日	平成 年 月 日	
	認定の有効期間の始期	平成 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、旧租税特別措置法施行令第39条の23第1項第4号ホに規定する助成の実績を以下のとおり届け出ます。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

税理士署名押印 ⑩

税務署処理欄	部門	整理簿	備考	
--------	----	-----	----	--

改 正 前

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

(新 設)

改 正 後

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書」の記載上の留意点等

この届出書は、認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（この届出書において「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の23第1項第4号ホの規定により助成の実績を記載した書類を遅滞なく国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

改 正 前

(221 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の届出書)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(新 設)

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書

平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官殿		整理番号	
		〒	
主たる事務所の 所在地又は納税地		電話 ( ) -	
(フリガナ)			
法 人 名			
(フリガナ)			
代表者の氏名		㊞	
認 定 年 月 日		平成 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間 の 始 期		平成 年 月 日	
海外へ200万円超の <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">送金 金銭の持出し</span> を <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行うことになった 行った</span> ので、旧租税特別措置法施行令 第39条の23第1項第4号への規定に基づき、以下のとおり届け出ます。			
金 額	使 途	予 定 日 ( 実 施 日 )	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
(事前に提出できなかった場合の理由)			
税 理 士 署 名 押 印			
㊞			
税 務 署 処 理 欄	部 門	整 理 簿	備 考

改 正 後

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書」の記載上の留意点等

この届出書は、認定特定非営利活動法人が200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（この届出書において「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の23第1項第4号への規定により金額等を記載した書類を事前に国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。

なお、認定申請書を提出する際又は認定申請書の提出から認定を受けるまでの間に200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行うこととなった場合にも、この届出書を提出する必要があります。この場合においては、「認定年月日」欄は記載せず「認定の有効期間の始期」欄を「認定申請書の提出日」と補正して、当該日を記載します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

改 正 前

(222 認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書)

(新 設)

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(新 設)

認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書

税務署受付印

平成 年 月 日	整理番号	
	主たる事務所の所在地又は納税地	〒 電 話 ( ) — F A X ( ) —
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	㊟
	認 定 の 有 効 期 間	事 業 年 度
自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日	
被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名
被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名
被合併法人が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。		

税務署長経由  
国 税 庁 長 官 殿

旧租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項の規定に基づき、以下の書類を提出します。

① 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人。以下同じです。）に係る旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 6 号並びに第 7 号の要件を満たしている旨（認定を受けていない法人ごとにこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類	チェック欄
② 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ハ及びニの要件を満たしている旨（認定を受けていない法人が二以上あるときは、これらの法人を一の法人とみなした場合にこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類	
③ 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る特定非営利活動促進法第 29 条に規定する事業報告書等の写し	
※ 認定を受けていない被合併法人の上記①～③の書類等については、実績判定期間（旧租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 3 項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じです。）に係るものとなります。 認定を受けていない合併法人の上記①～③の書類等については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合の当該実績判定期間に係るものとなります。	

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

税 務 署 処 理 欄	部 門	整 理 簿	備 考
-------------	-----	-------	-----

改 正 後

改 正 前

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(223 認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書)

(新 設)

認定特定非営利活動法人が合併した場合の注意事項

認定特定非営利活動法人が合併した場合には、以下の事項に注意してください。

○ 認定の取消事由について

認定特定非営利活動法人と認定を受けていない法人とが合併した場合には、合併により存続する法人及び合併により新たに設立した法人は、認定特定非営利活動法人となります。

なお、次に掲げる要件をそれぞれの法人が満たしていない場合には、認定が取り消されることとなります。

- ① 認定を受けていない被合併法人については、実績判定期間（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）附則第4条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の23第3項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じ。）における同条第1項第3号、第4号イ及びロ並びに第7号に掲げる要件並びに同項第4号ハ及びニ並びに第6号に掲げる要件（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成23年財務省令第69号）による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧租税特別措置法施行規則」といいます。）第22条の12第33項）
- ② 認定を受けていない合併法人については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合における上記①に掲げる要件（旧租税特別措置法施行規則第22条の12第33項）
- ③ 認定を受けている被合併法人及び合併法人については、旧租税特別措置法施行令第39条の23第1項第3号、第4号イ、ロ、ホ及びへ、第5号並びに第7号の要件（旧租税特別措置法施行令第39条の23第9項）  
この場合、当該合併に係る各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人）のうちに認定を受けていない法人が2以上あるときにおける要件を満たしているか否かの判定は次のように行います（旧租税特別措置法施行規則第22条の12第34項）。
  - i 旧租税特別措置法施行令第39条の23第1項第3号、第4号イ及びロ、第6号並びに第7号  
認定を受けていない法人ごとに判定する。
  - ii 旧租税特別措置法施行令第39条の23第1項第4号ハ及びニ  
認定を受けていない法人を一の法人とみなして判定する。

○ 提出する書類について

上記①及び②の要件を満たしている旨の説明その他参考となるべき事項を記載した書類を遅滞なく、合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければなりません。（旧租税特別措置法施行規則第22条の12第34項）

- (注) 1 上記③の要件を満たしている旨の説明書類等については、ここでの提出は必要ありませんが、後日、要件を満たしているかどうかの確認が必要となったときには、提出を求める場合があります。
- 2 認定を受けていない被合併法人及び合併法人が旧租税特別措置法施行令第39条の23第6号に掲げる要件を満たすことを説明する書類として、認定を受けていない法人が特定非営利活動促進法第29条に基づき所轄庁に提出した事業報告書等の写しも合わせて提出願います（実績判定期間に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号。以下「改正特定非営利活動促進法」といいます。）の施行日（平成24年4月1日）前に開始した各事業年度が含まれる場合には、改正特定非営利活動促進法の規定による改正前の特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する定款等の写しについても、合わせて提出願います）。
  - 3 この書類とは別に、合併について特定非営利活動促進法第34条第3項の認証を受けたことを証する書類の写し並びに合併に係る各被合併法人及び合併法人の登記事項証明書を異動届出書とともに合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出していただく必要があります（旧租税特別措置法施行令第39条の23第15項、旧租税特別措置法施行規則第22条の12第28項第3号）。

○ 提出する書類の様式について

上記の提出書類のうち要件を満たしている旨の説明を記載した書類として、「認定要件チェック表」第3表～第7表及びその付表を使用される場合には、各表等は次のように使用してください。

- ① 第3表、第3表付表1～2、第4表（初葉（イ及びロに係る部分））、第4表付表、第6表及び第7表については、認定を受けていない法人ごとに作成することとなりますので、右上欄外の余白に合併前の法人名を記載してください。
- ② 第4表（次葉（ハ及びニに係る部分））については、認定を受けていない法人を一の法人とみなして（認定を受けていない法人に係る金額等を合算して）作成してください。

なお、認定を受けていない各被合併法人の実績判定期間が不一致の場合には原則としていずれかの法人の実績判定期間に合わせて金額等を調整することとなりますが、実績判定期間の不一致期間が短い場合（例えば、3月程度の場合）には、あえて決算を組み直して調整を行わずに、それぞれの被合併法人の実績判定期間に係る金額等を合算する方法で行っても構いません（いずれかの法人の実績判定期間に合わせて調整した場合には調整に係る資料も添付してください）。



改 正 後

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

主たる事務 所の所在地 又は納税地		課法 平成 年 月 日
法 人 名		
代表者氏名		殿 国税庁長官

認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知)

貴法人に対する平成 年 月 日付の認定特定非営利活動法人としての認定は、次の理由により平成 年 月 日に取り消したから通知します。

(理 由)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

改 正 前

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書（通知））

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(224 認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書（通知））

(新 設)

改 正 後

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

整理番号

平成 年 月 日  税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	納 税 地	〒		
	(フリガナ)	電 話 ( ) -		
	申 請 者 の 名 称			
	(フリガナ)			
	代 表 者 の 氏 名	⑩		
	設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~ 月 日

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので申請します。

【現に行っている事業の概要】

【その他参考となるべき事項】

・設立時から現在に至るまでの経過概要

・その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印

⑩

税 務 署 処 理 欄 部 門 入 力 整 理 簿 備 考

改 正 前

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

(新 設)

改 正 後

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等

1 注意事項

- ① 当該申請書及び添付書類は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。
- ② 申請の際には、「申請書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。
- ③ 過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消の日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。

2 記載要領

- ① 「現に行っている事業の概要」欄には、経営する医療施設の名称、所在地及び業務内容を記載してください。また、医療施設の明細を申請書付表「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。
- ② 「その他参考となるべき事項」の「設立時から現在に至るまでの経過概要」欄には、設立時から現在までの法人の沿革を記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。
- ③ 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」の「その他の参考事項」欄にその旨を記載してください。

改 正 前

(225 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)

(新 設)

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

申請者の医療施設等の明細表

病院 (診療所) 名 : \_\_\_\_\_ 左の所在地 : \_\_\_\_\_ 管轄保健所名 : \_\_\_\_\_

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 敷地の面積

総面積	m <sup>2</sup>	内 借地の 面積	m <sup>2</sup>	内 自地の 面積	m <sup>2</sup>	左の内 現物 出資の土地	m <sup>2</sup>
-----	----------------	-------------	----------------	-------------	----------------	-----------------	----------------

3 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積	室 数
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	

4 患者収容定員の明細

一 般		結 核		精 神		感 染		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

(新 設)

改 正 後

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

5 主要医療機械器具の明細

品 名	数 量	単 価	規 格	用 途	自用・借用	購入・寄附

6 職種別従業員数の明細

職 種	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	診 療 放 射 線 技 師	歯 科 技 工 士	臨 床 検 査 技 師	歯 科 衛 生 士	看 護 師	助 産 師	栄 養 士	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	臨 床 工 学 技 士	事 務 職 員	調 理 師	そ の 他	計
人 員																	
定 員																	
実 人 員																	
内 特 殊 関 係 者																	

7 附属事業の明細

事業の区分	年間収入金額	年間経費額	差引利益 (損失) 額
	円	円	円
合 計			

改 正 前

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

(新 設)

改 正 後

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

「申請者の医療施設等の明細表」(申請書付表)の記載要領

1 各欄共通

- ① 複数の病院(診療所)を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

2 「3 建物の明細」欄

- ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載してください。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載してください。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載してください。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載してください。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、病室、診療室、手術室、調剤室、研究室、事務室、看護師宿舎等)を記載してください。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載してください。
- ⑦ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載してください。

3 「4 患者収容定員の明細」欄

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載してください。

4 「5 主要医療機械器具の明細」欄

医療機械器具のうち主要なものを記載してください。

5 「6 職種別従業員数の明細」欄

- ① 申請時の人数を記載してください。
- ② 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。  
なお、親族等とは、次の者をいいます。
  - イ 設立者等と親族関係にある者
  - ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

6 「7 附属事業の明細」欄

- ① 附属事業には、寄附行為(又は定款)に記載されている附属事業のほか、売店等の附帯事業についても記載してください。
- ② 前期の決算額により記載してください。

改 正 前

(226 申請者の医療施設等の明細表 (申請書付表))

(新 設)

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

(新 設)

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織 (令 39 条の 25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評議員	人	人	%
その他 ( )	人	人	%

2 経理内容 (令 39 条の 25①三)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

3 法令違反 (令 39 条の 25①五)

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
税務調査結果		有 ・ 無
その他公益に 反する事実		有 ・ 無



改 正 後

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領

1 「1 運営組織」欄

「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」(書類付表1)の記載内容に基づき、各欄を記載してください。

2 「2 経理内容」欄

(1) 「法人の特殊関係者に対する内容」欄には、「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載してください。

① 「施設の利用」欄

法人の特殊関係者が法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載してください。

② 「金銭の貸付け」欄

法人の特殊関係者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載してください。

③ 「資産の譲渡」欄

法人の特殊関係者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載してください。

④ 「給与の支給」欄

法人の特殊関係者に対し支給している給与について、その支給の内容を記載してください。

⑤ 「役員等の選任」欄

法人の特殊関係者が理事、監事又は評議員等に選任された場合に、その選任状況の内容を記載してください。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

法人の特殊関係者からの借入物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載してください。

(2) 法人の特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、親族等とは、次の者をいいます。

イ 設立者等と親族関係にある者

ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 「3 法令違反」欄

① 「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実がある場合に、その内容を記載してください。

② 「税務調査結果」欄には、直近に受けた法人の税務調査結果について、その内容を記載してください。

③ 「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実がある場合に、その内容を記載してください。

改 正 前

(227 承認要件を満たす旨を説明する書類)

(新 設)



改 正 後

(228 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1））

「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事及び評議員等（以下「役員等」といいます。）について、申請時に就任している全ての者を記載してください。
- (2) 「区分」欄には、役員等のいずれかを記載してください。なお、役職名（理事長等）を記載してください。
- (3) 「親族等の関係」欄には、役員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載してください。  
なお、ここにいう「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。  
イ 親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
ロ 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの  
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「設立者との関係」欄には、設立者と当該役員等との関係（例えば、設立者本人、〇〇の長男等）を記載してください。
- (5) 「社員との関係」欄には、社員と当該役員等との関係（例えば、社員本人、〇〇の従兄等）を記載してください。
- (6) 「給与月額」欄及び「給与支給総額」欄には、法人が役員等としての報酬を支給している場合に、その報酬の額（「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分）を記載してください。  
なお、その者が法人の従業員となっている場合には、従業員としての給与の額は含めないで、役員等としての報酬の額のみを記載してください。
- (7) 「職業」欄には、当該法人における役職等及び当該法人以外の勤務先等の名称並びに役職等をできる限り具体的に（例えば当法人院長、〇〇会社社長、△△事務所事務員等）記載してください。

改 正 前

(228 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1））

（新 設）

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

(書類付表 2)

申請者の経理等に関する明細表

1 法人の特殊関係者の施設の利用明細

区 分	特殊関係者の氏名	特殊の関係	内容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
病院の利用					
そ の 他					

2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細

氏名	職務内容	生年月日	就職年月日	常勤又は非常勤の別	給与月額	給与支給総額	役員等との関係

5 その他

(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細

特殊関係者の氏名	特殊の関係	法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細					
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等	給与支給総額

(5) その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者の氏名	具 体 的 な 内 容

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載要領

1 各欄共通

- ① 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。  
 なお、親族等とは、次の者をいいます。  
 イ 設立者等と親族関係にある者  
 ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
 ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの  
 ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- ② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

2 「1 法人の特殊関係者の施設の利用明細」欄

- ① 次の区分に応じて記載してください。  
 イ 法人の特殊関係者に対して、法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含みます。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載してください。  
 ロ 法人の特殊関係者に対して、病院等において診療を行っている場合には、「病院の利用」欄にその内容を記載してください。  
 ハ 法人の特殊関係者に対して、上記以外に当該法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、診療、入院による診療等）を記載してください。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合には利用期間、診療であれば診療日）を記載してください。

3 「2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細」欄

- ① 法人の特殊関係者に対する貸付金がある場合に記載してください。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載してください。
- ③ 貸付金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

4 「3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細」欄

- ① 3 期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内又は定期提出書類の対象事業年度において、法人の特殊関係者（譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。）に対して、法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲渡の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

5 「4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細」欄

- ① 申請時の従業員（法人の業務に従事している理事、監事又は評議員等を含みます。）のうち、法人の特殊関係者について記載してください。

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)

改 正 後

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容 (例えば、副院長、内科部長、事務長等) を記載してください。
  - ③ 「給与月額」及び「給与支給総額」欄には、その者が理事、監事又は評議員となっている場合には、理事、監事又は評議員としての報酬の額を含めないで、従業員としての給与の額 (「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分) のみを記載してください。
  - ④ 「役員等との関係」欄には、法人の設立者、理事、監事、評議員又は社員との関係 (例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」等) について記載してください。
- 6 「5 その他」の「(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細」欄
- ① 法人が前期の末日現在において、法人の特殊関係者から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借 (無償で使用している場合を含みます。) している場合に記載してください。
  - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
  - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載してください。
- 7 「5 その他」の「(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細」欄
- ① 法人の特殊関係者からの借入金がある場合に記載してください。
  - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載してください。
  - ③ 借入金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。
  - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。
  - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- 8 「5 その他」の「(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細」欄
- ① 3 期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内又は定期提出書類の対象事業年度において、法人の特殊関係者 (譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。) から、法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載してください。
  - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- 9 「5 その他」の「(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細」欄
- ① 法人の特殊関係者が役員等 (従業員を含みます。) となっている他の法人がある場合に、その明細を記載してください。
  - ② 「特殊の関係」欄には、当該特殊関係者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
  - ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請法人との取引の状況 (例えば、病院の清掃を請け負う等) を記載してください。
  - ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該特殊関係者の役職等 (例えば、役員、従業員等) を記載してください。
  - ⑤ 「給与支給総額」欄には、他の法人における当該特殊関係者の給与支給総額 (前期分) を記載してください。
- 10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」欄
- 上記以外で他に財産の運用及び事業の運営に関し、法人の特殊関係者が利益を受けている場合に、その内容を記載してください。

改 正 前

(229 申請者の経理等に関する明細表 (書類付表 2))

(新 設)



(230 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)

(230 特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書)

(新 設)

税務署受付印

特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書

整理番号

平成 年 月 日  税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電 話 ( ) -
	医療法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	Ⓜ
特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめますので、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づき届け出ます。		
1 特定医療法人としての承認を受けた日		年 月 日
2 特定医療法人の法人税率の特例の適用をやめようとする理由		
3 その他参考となるべき事項		
[注意事項] ・ 届出書は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。 ・ この届出書を提出すると、提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、特定医療法人としての承認の効力を失います。		

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

税 務 署 处 理 欄	部 門	入 力	整 理 簿	備 考
-------------	-----	-----	-------	-----

改 正 後

改 正 前

(231 特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知))

(231 特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知))

(新 設)

		課法 平成 年 月 日
納 税 地		
法 人 名		
代表者氏名		殿

国税庁長官

特定医療法人の承認申請の承認通知書 (通知)

貴法人から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認申請については、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項に規定する要件を満たすものとして承認したから通知します。

なお、承認後においても、同項の要件を満たさないこととなったと認められる場合には、この承認を取り消すこととなるからこの旨申し添えます。

改正後

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知))

納税地		課法 平成 年 月 日
法人名		
代表者氏名		殿 国税庁長官

特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知)

貴法人から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第67条の2第1項の規定に係る承認申請について審査したところ、以下の理由により租税特別措置法施行令第39条の25第1項第 号に規定する要件を満たさないと認められるので、これを却下したから通知します。

(処分の理由)

改正前

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(新設)

改 正 後

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書 (通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(新 設)

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(232 特定医療法人の承認申請の却下通知書)

(新 設)

特定医療法人の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認申請の却下通知書」は、特定医療法人の承認申請について、却下する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

	課法 平成 年 月 日
納 税 地	
法 人 名	
代表者氏名	殿

国税庁長官

特定医療法人の承認の取消通知書 (通知)

貴法人に対する平成 年 月 日付で通知した租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項の規定に係る承認については、以下の事実により租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 号に定める要件を満たさなくなったと認められるので、同法第 67 条の 2 第 2 項の規定により、その事実があったと認められる平成 年 月 日以後に終了する事業年度に係る特定医療法人の法人税率の特例の承認を取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

改 正 前

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (通知))

(新 設)

改 正 後

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (要領))

特定医療法人の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定医療法人の承認の取消通知書」は、特定医療法人の承認について、取り消す場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
(取消処分の基因となった事実)	取消処分の基因となった事実について具体的に記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(233 特定医療法人の承認の取消通知書 (要領))

(新 設)



改正後

(237 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
平成 年 月 日

財務事務官  
税務署長 印

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

平成 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ  
いての申請は、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(210 源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
平成 年 月 日

財務事務官  
税務署長 印

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

平成 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用につ  
いての申請は、却下しましたから通知します。

改正後

(239 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
平成 年 月 日

財務事務官  
税務署長 [印]

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

平成 年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ  
いては、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(212 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
平成 年 月 日

財務事務官  
税務署長 [印]

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

平成 年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ  
いては、次の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(理由)  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

改正後

(243 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法  
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年 月 日に提出された所得税法

<input type="checkbox"/>	第198条第2項	
<input type="checkbox"/>	第203条第4項	に規定する源泉徴収
<input type="checkbox"/>	第203条の5第4項	

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しないこ

とを決定しましたから通知します。

(処分の理由)

改正前

(216 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法  
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

平成 年 月 日に提出された所得税法

<input type="checkbox"/>	第198条第2項	
<input type="checkbox"/>	第203条第4項	に規定する源泉
<input type="checkbox"/>	第203条の5第4項	

徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しないことを  
決定しましたから通知します。

(規格 A 4)

(244 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の  
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年 月 日に承認した所得税法  第198条第2項  
 第203条第4項 に規定する源泉徴収  
 第203条の5第4項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

- 電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと
- 電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと
- 電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと
- その他 ( )

(217 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号  
平成 年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の  
電磁的方法による提供の承認の取消通知書

平成 年 月 日に承認した所得税法  第198条第2項  
 第203条第4項 に規定する  
 第203条の5第4項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、次の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(理由)

- 電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと
- 電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと
- 電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと
- その他 ( )